

印西市ホームページバナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市広告掲載実施要綱（平成21年告示第49号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、印西市がインターネット上に公開している市ホームページへのバナー広告募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲・規格等)

第2条 広告主及び掲載する広告の範囲等については、要綱に基づくものとする

2 広告の規格及び掲載位置・枠数等は、第7条で規定する募集要項で定めるものとする。

(広告代理店との契約)

第3条 市長は、広告代理店に対し、広告枠を賃貸する契約を締結することができるものとする。

2 広告代理店の決定に当たっては、「印西市ホームページバナー広告取扱業務仕様書」により行うものとし、提案された賃借料が最も高かった者と契約を締結する。賃借料が同額だった場合は、抽選によりこれを決定する。

3 市と契約を締結した広告代理店は、市に対し賃借料を納付し、かつ、広告枠の適正運営に努める義務を負うものとする。

4 賃借料の納付時期は、契約において定めるものとする。

(公募)

第4条 市長は、市のホームページ等により、広告主を公募するものとする。

2 第3条の規定により広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店が広告主の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、印西市ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載しようとする月の前月10日までに市長に提出しなければならない。

2 第3条の規定により、広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店

が申込書の受け付けを行うものとし、具体的な内容は別途定めるものとする。

(掲載期間)

第6条 申込者は、複数月に係る広告掲載を一括して申し込むことができるものとする。

2 広告掲載は、原則として毎月1日から月末までの1カ月を単位として行うものとする。

3 申し込むことができる最大掲載期間等の具体的な内容は、第7条に規定する募集要項で定めるものとする。

(募集要項)

第7条 広告の募集及び選定に必要な事項の詳細は、募集要項で(広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、市と広告代理店が協議の上)定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第8条 バナー広告として掲載できる広告は、要綱及び印西市広告掲載基準(平成21年訓令第3)号の規定に反しないものとする。

(審査及び決定)

第9条 市長は、前2条の規定に基づき、申込者又は広告代理店の申込内容を審査し、その内容が適切であると認めるときは、当該申込者を広告主として決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、申込者数が広告掲載の枠数を超えたときは、掲載希望月数の多いものを優先し、当該月数が同一の場合には抽選により広告主を決定するものとする。

(決定通知書)

第10条 市長は、広告主の決定後、速やかに申込者又は広告代理店に対し、印西市ホームページ広告掲載決定通知書(第2号様式)を送付するものとする。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、市長が別に定めるものとする。

2 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに会計年度ごとの広告掲載料を一括して前納する(広告枠を広告代理店に賃貸した場

合は、第3条の規定に基づく)ものとする。

- 3 広告掲載料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を返還することができるものとする。

(禁止行為)

第12条 広告主及び広告代理店は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為
- (2) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (3) 市又は第3者に対し、財産権(知的財産権含む)、名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷、その他不利益を与える行為又はその恐れのある行為
- (4) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (5) その他市長が広告主として不適切と認める行為

(広告内容等の変更)

第13条 広告主は、広告の内容を変更しようとするときは、その1週間前までに(広告枠を広告代理店に賃貸した場合は、広告代理店を通じて)市長に書面を提出しなければならない。

- 2 広告内容の変更に必要な費用は、広告主の負担とする。

- 3 広告の内容又はその変更により第3者に損害等が生じた場合には、広告主及び広告代理店が責任を負い、市は責任を負わないものとする。

(広告掲載の取り消し等)

第14条 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料を納付しないとき
- (2) 指定期日までに広告原稿を提出しないとき
- (3) その他市長が不適切と認めたとき

- 2 広告主又は広告代理店は、広告掲載期間中、広告掲載を取りやめようとするときは、その1週間前までに市長に書面を提出しなければならない。

- 3 前2項の場合において市に損害が生じたときは、市は、広告主又は広告代理店に対し賠償を求めることができる。

(広告料の不還付)

第15条 前条の規定により広告の掲載を取り消した場合でも、広告料の還付

は行わないものとする。

(免責事項)

第16条 市は、システム障害、保守点検等により広告掲載を行わなかった場合においても、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償を行わないものとする。

(委任)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条）

印西市ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）印西市長

事業所所在地
事業所名
代表者職・氏名
連絡先（電話番号）

印

次のとおり、印西市ホームページへバナー広告の掲載を申し込みます。

リンク先 URL	
バナー広告内容	別紙のとおり（印刷及び電子データ）
掲載希望期間 （最大 1 2 月）	年 月 日から 年 月 日まで（ ヶ月）
広告主の概要	※事業所パンフレット等も可
市内事業所の有無	<input type="checkbox"/> 有（住所： ） <input type="checkbox"/> 無
担当者名等	担当者名： 電話番号： e-mail：
備 考	

第2号様式（第10条）

印西市ホームページバナー広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

印西市長



年 月 日付けで申し込みのあった印西市ホームページのバナー広告掲載について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 掲載の可否 掲載する 掲載しない
- 2 広告掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 広告掲載料 円
- 4 掲載しない理由